

iDeCo に加入できる年齢の要件 などが拡大されます

確定拠出年金法（iDeCo）改正のお知らせ

高齢期の就労が拡大する中、より多くの方が iDeCo を活用できることを目的に、確定拠出年金法が改正されます。本紙では 2022 年より施行される「iDeCo に関連する法改正」の主な内容をお知らせします。

加入可能年齢の拡大

（施行日 2022 年 5 月 1 日）

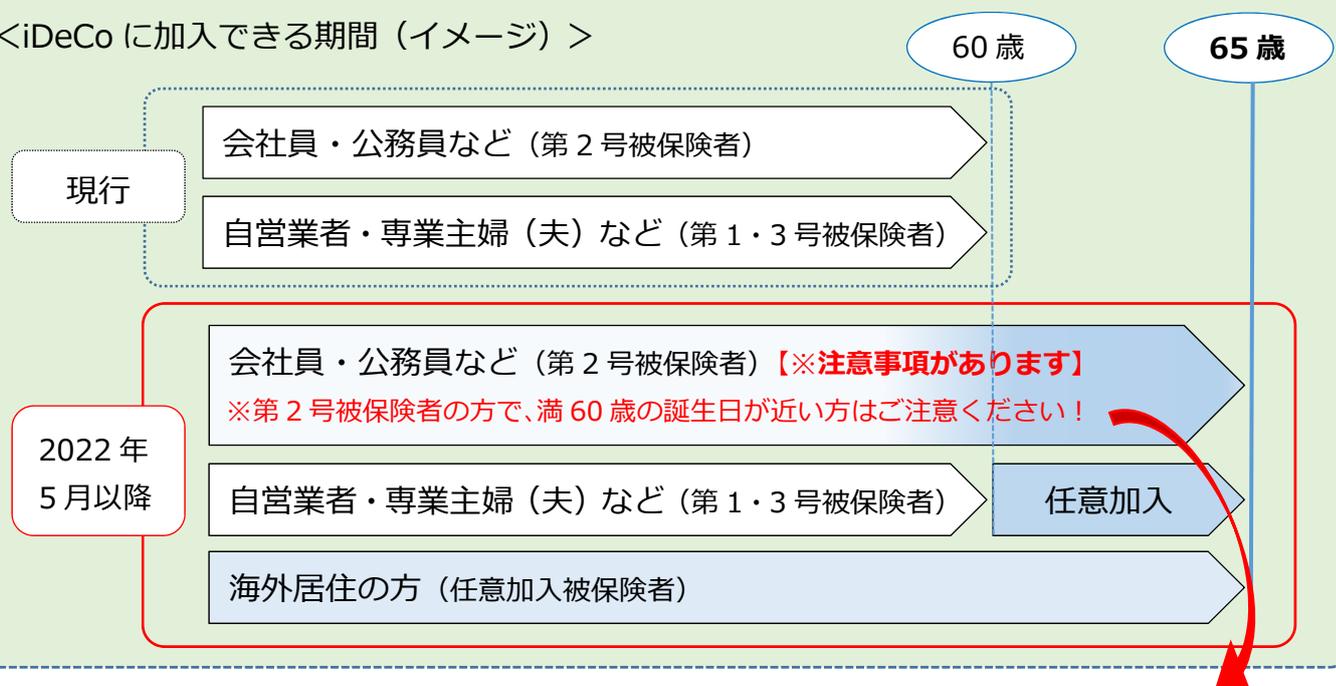
<これまで> ・ iDeCo に加入できるのは **60 歳未満**の方のみでした。
・ また、海外居住の方は加入できませんでした。

<2022 年 5 月以降>

20 歳以上 60 歳未満の方に加え、新たに下記の方が iDeCo に加入できるようになります。

- 会社員・公務員等（第 2 号国民年金被保険者）で **60 歳以上 65 歳未満**の方
- **60 歳以上 65 歳未満**で、国民年金に任意加入している方
- 国民年金に任意加入している海外居住の方

<iDeCo に加入できる期間（イメージ）>



ご注意ください

第 2 号被保険者の方は、60 歳到達日以降も iDeCo は自動的に「継続加入」となります。

★60 歳で iDeCo の掛金を停止したい場合、受付金融機関で手続きが必要です！

※60 歳の誕生日が近い方は、裏面の【手続き・留意点】を必ずご確認ください！

<加入可能年齢拡大にあたっての【手続き・留意事項】>

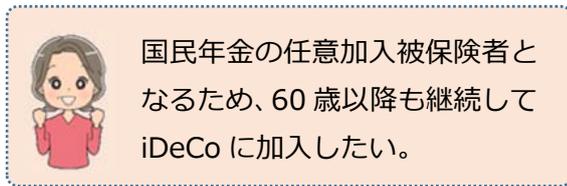
会社員・公務員など（第2号被保険者）



- <手続き>
運営管理機関にて資格喪失の手続きが必要です。
- <留意事項>
- ◆60歳になる誕生月の1か月前までに運営管理機関で手続きをおこなってしてください。
 - ◆手続きをおこなわない場合は、自動的に掛金が納付されますので十分にご注意ください。

※第2号被保険者の方が60歳以降もiDeCoに継続して加入する場合、**特段の手続きは不要**です。

自営業者・専業主婦（夫）など（第1・3号被保険者）



- <手続き>
60歳以降も継続加入する手続きが必要です。
- <留意事項>
- ◆60歳到達の1か月前までに運営管理機関を通じて国民年金基金連合会への届出*が必要となります。
 - ◆届出をおこなわなかった場合、加入者の資格を喪失（掛金拠出は停止）しますのでご注意ください。

国民年金の任意加入については
こちらからご確認ください。→



★上記のほか、手続き等ご不明な点は **広島銀行 確定拠出年金コールセンター** にお問い合わせください。

<その他の法改正事項>

受給開始時期の選択枝の拡大（施行日 2022年4月1日）

- <これまで> 60歳（加入者資格喪失後）から **70歳**に達するまでの **10年間**で受給開始時期を選択できました。
- <これから> 60歳（加入者資格喪失後）から **75歳**に達するまでの **15年間**で受給開始時期を選択できるようになります。

脱退一時金の受給要件見直し（施行日 2022年5月1日）

- <これまで> iDeCoの中途引き出し（=脱退一時金の受給）は国民年金の**保険料免除者に限定**されていました。
- <法改正後> **国民年金被保険者になることができない方**で、一定の要件を満たす場合は脱退一時金を受給できるようになります（詳細は下記コールセンターにお問い合わせください。）

広島銀行 確定拠出年金コールセンター

 **0120-169-401**

受付時間／平日・土日 9:00～17:00

（祝休日（土日が祝休日の場合は営業）および大晦日・正月3が日は除く）